

○嘱託警察犬運用要綱の制定について

(平成3年10月21日甲通達鑑第48号)

嘱託警察犬制度を確立し、犯罪捜査等において警察犬の効果的な運用を図るため、別添のとおり「嘱託警察犬運用要綱」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、「警察犬運用要綱の制定について」（昭和44年甲通達鑑第27号）は廃止する。

別添

嘱託警察犬運用要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪捜査等において嘱託警察犬（以下「警察犬」という。）の効果的な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 警察犬の審査

- 1 県本部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）は、警察犬の審査を適正に行うため、嘱託警察犬審査会（以下「審査会」という。）を毎年1回開催し主宰する。
- 2 省略
- 3 審査会の期日、場所、科目及び実施要領は、その都度、鑑識課長が定める。
- 4 警察犬として嘱託を受けようとする畜犬の所有者又は訓練者は、嘱託警察犬審査申請書（様式第1号）により、鑑識課長に申請する。
- 5 審査会では、申請のあった畜犬について、捜索、選別、警戒、服従等警察犬としての能力を有しているか否かを審査する。

第3 警察犬及び訓練者の嘱託

省略

第4 嘱託期間

警察犬及び訓練者の嘱託期間は、1年間とする。

第5 嘱託の解除

省略

第6 嘱託書等の返納

嘱託の期間が満了したとき又は嘱託を解除したときは、警察犬嘱託書、門標、訓練者嘱託書及び腕章を速やかに返納させる。

第7 運用責任者

- 1 警察犬の効果的な運用を図るために県本部に警察犬運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、鑑識課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、警察犬所有者等と緊密な連携を図り、当該警察犬の能力の向上と積極的な出動体制の確保に努めなければならない。

第8 警察犬の出動

1 所属長は、次の各号に掲げる事由により警察犬の使役を必要と認めるときは、運用責任者に対して警察犬の出動要請を行う。ただし、急を要し出動要請を行ういとまのないときは、直接訓練者に連絡して使役し、事後その旨を運用責任者に報告する。

(1)～(4) 省略

2 運用責任者は、所属長から出動要請を受けた場合において必要と認めるときは、速やかに警察犬を出動させる措置をとる。

3 運用責任者は、警察犬の使役を必要と認める事案を認知したときは、所属長からの出動要請を待たず、警察犬を出動させる。

第9 警察犬運用上の留意事項

省略

第10 報告

省略

第11 準用

必要により警察犬でない畜犬を使役する場合においても本要綱を準用する。